

事業目的・概要等

＜令和 6 年 4 月 1 日：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）の施行＞

困難な問題を抱える女性の福祉増進を図るため、支援に関する必要な事項を定め、支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

＜困難女性支援法に対する本市の対応＞

○困難女性支援法において、市町村努力義務として定められている次の 3 つの施策については全て対応済。

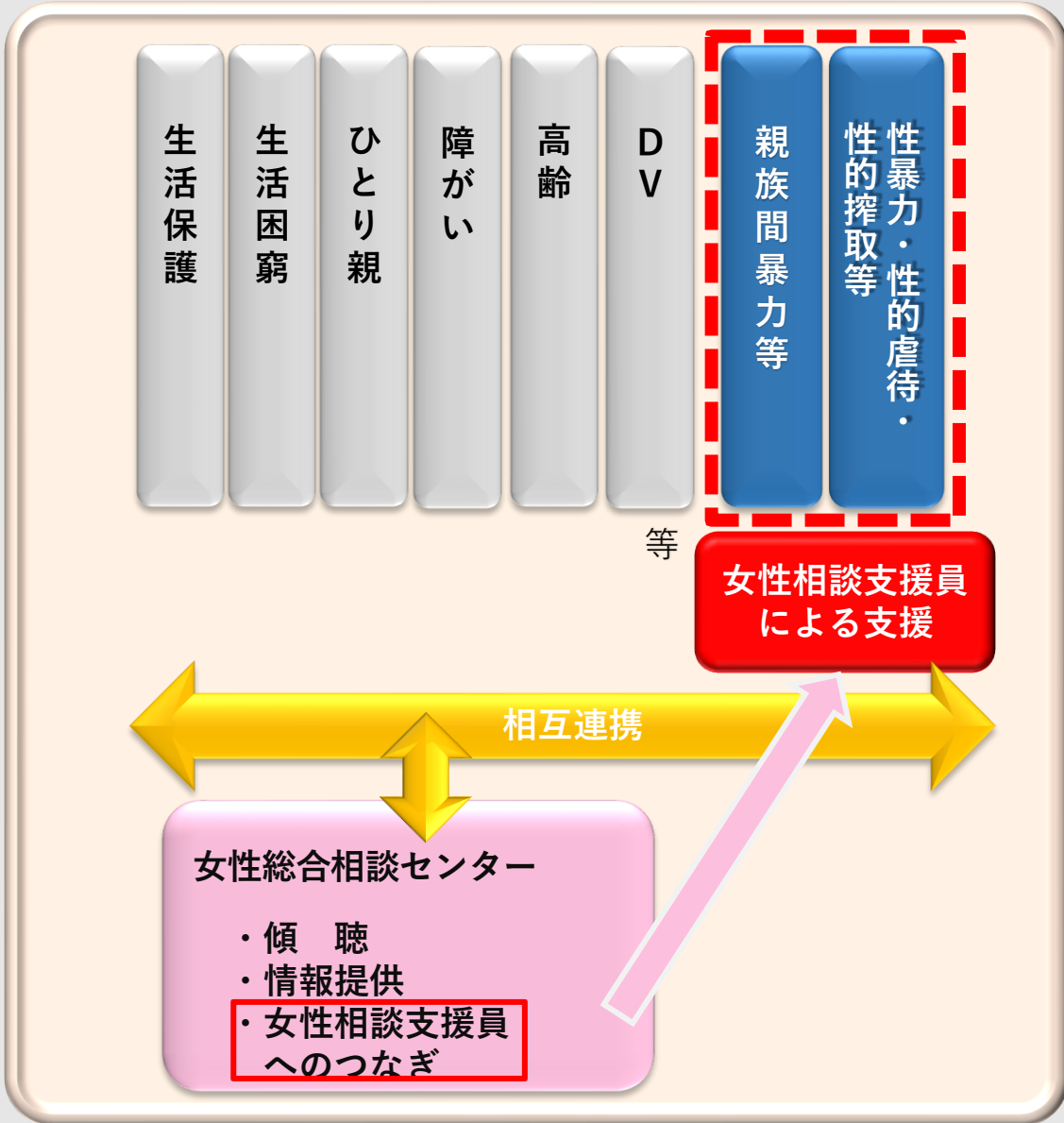
- ①市町村基本計画の策定：令和 6 年 3 月「大阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下、「計画」という。）を策定。
計画期間：令和 6 年度～12 年度（計画の進捗等の状況変化により必要が生じた場合は適宜見直す。）
- ②女性相談支援員の設置：令和 6 年 6 月に市民局に 5 名設置（会計年度任用職員）。
同年 8 月より支援を開始。（令和 9 年度を目途に必要なに応じて体制を拡充）
- ③支援調整会議の組織：令和 6 年 11 月に「大阪市女性支援関係者会議」として組織。

＜計画の基本目標＞

- ◆本市の一時保護施設の退所者等支援対象者が、意識が前向きに変化したと感じている。
- ◆関係部署や関係機関において困難な問題を抱える女性への支援についての理解が深まり、女性相談支援員を中心とする支援体制と他施策の連携がいっそう進んでいる。
- ◆民間支援団体等において相互の連携や行政との連携が深まり、困難な問題を抱える女性が必要な支援により円滑につながられている。

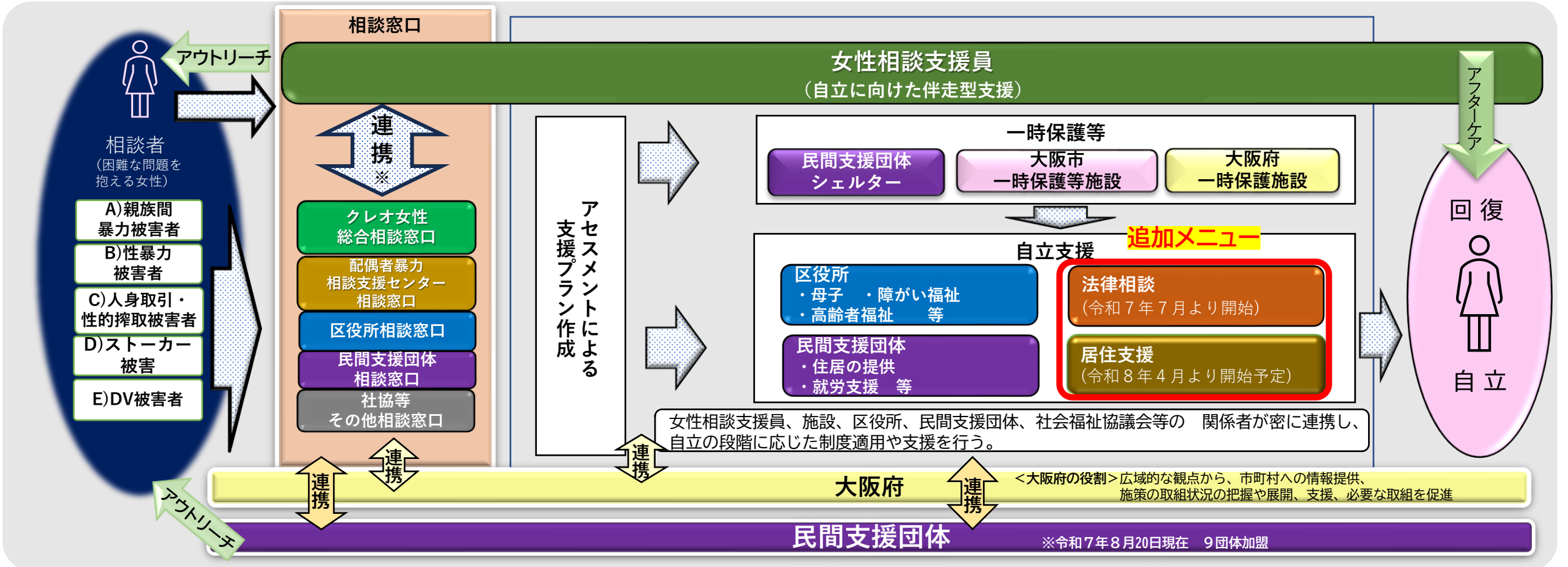
＜計画の進捗管理＞

- ◆実施状況を年度ごとに効果検証のうえ、施策の適宜見直しと充実。
- ◆大阪市男女共同参画審議会への報告・関係機関や民間支援団体等、有識者等への意見聴取により、円滑かつ効果的な推進。



女性相談支援員の業務	
相談支援	各種福祉サービスの調整・同行
	個別支援計画の作成
一時保護等	施設との連絡調整・同行
	関係機関との調整
被害からの回復	寄り添いによる心理的サポート
	専門機関・医療機関への同行
自立支援	就業・居住など自立に向け関係機関との調整
アフターケア	定期的なフォローアップ

困難な問題を抱える女性への支援の全体像



- ◆ 令和7年7月より、支援対象者の社会復帰に向けた生活環境づくりのサポートととして、借金・離婚・養育費等の法的解決が必要な課題に係る論点整理や支援の方向性を検討するため、困難な問題を抱える女性への支援に係る専門法律相談事業を開始しました。
- ◆ 令和8年4月より、困難な問題を抱える女性のうち、住まいに困窮する者を保護し、その心身の回復を図り、自立を促進することを目的に、一時的な居住の場を提供する居住支援法人等に対し、市営住宅の空き住戸の提供を開始する予定です。

令和6年度（8月～3月の8か月）実績

延べ件数（実人員）	電話相談	面接相談	同行支援	一時保護等	証明書等発行
291件（248人）	135件	142件	11件	3件	102件

令和7年度（4月～6月の3か月）実績 ※速報値

延べ件数（実人員）	電話相談	面接相談	同行支援	一時保護等	証明等発行
151件（124人）	70件	68件	11件	2件	66件

- ◆ 相談主訴は、親族間暴力被害に関するものが最も多く、相談件数に対する割合の約6割を占めていました。（令和6年度）
- ◆ 親族間暴力被害の内訳は、親からの暴力被害が約7割、他には子からの暴力や、兄弟姉妹や祖父母、叔父叔母などからの暴力被害の相談がありました。（令和6年度）
- ◆ 相談件数は、単純月平均で比較すると、令和6年度の延べ件数は36.4件（実人員31.0人）に対し、令和7年度の延べ件数は50.3件（実人員41.3人）と増加傾向です。
- ◆ 相談件数の増加とともに、相談内容が複合化・複雑化しており、同行支援の増加と長期的な見守り支援が必要な事案が増加しています。

基本目標の状況について（令和6年度実績）

本市の緊急一時保護施設等の退所者等支援対象者が、意識が前向きに変化したと感じている。

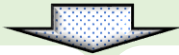
関係部署や関係機関において困難な問題を抱える女性への支援についての理解が深まり、女性相談支援員を中心とする支援体制と他施策の連携がいっそう進んでいる。

民間支援団体等において相互の連携や行政との連携が深まり、困難な問題を抱える女性が必要な支援により円滑につながられている。



本市の緊急一時保護施設等の退所者アンケート結果

- ・入所前と比べて、少しでも安全に過ごせた **97.8%**
- ・入所時と比べて、気持ちが楽になった **80.8%**
- ・情報提供をうけたことで、前向きな気持ちになった **95.7%**
- ・これからの生活について考えることができた **93.6%**



関係機関等から
女性相談支援員に
つながった相談件数

178件

関係機関等との
連携支援数

164件



民間支援団体等から
女性相談支援員
への相談件数

1件

民間支援団体等
との連携支援数

1件

- ◆ 本市の緊急一時保護施設等の退所者アンケートにおいて、多くの方から意識が前向きに変化したと感じられる回答がありました。
- ◆ 区役所や他の相談機関、警察署等から女性相談支援員を紹介されて相談にこられた方が約7割となっています。必要に応じて関係機関等と連携した支援も行っており、連携が深まっているといえます。民間支援団体等については、当課にお問い合わせをいただく等の連携は行っているものの、女性相談支援員と連携して支援を行った実績はまだ少なく、今後「大阪市女性支援民間支援団体ネットワーク」で情報提供を行い、必要に応じて連携した支援を行っていきます。
- ◆ 令和7年秋に、潜在的な支援対象者や自力では相談にたどり着くことが難しい方や、困難な問題を抱える女性の身近な人々など、幅広い対象に情報が届くように、効果的な周知啓発を予定しています。
- ◆ 引き続き、計画の支援方針に基づき、具体的な施策を推進するとともに、その実施状況について年度ごとに効果検証しながら、計画の理念の実現、基本目標の達成に向け、適宜見直し、充実を図ります。